

## 山口市新山口駅周辺活性化対策資金融資制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市都市核づくりビジョンに基づく小郡都市核エリアのうち山口市の都市計画において商業地域に指定されるエリア等において、事業所を有して事業活動を行う中小企業者に対し、当該事業所における事業活動に必要な資金として山口市新山口駅周辺活性化対策資金（以下「資金」という。）を融資することにより、新山口駅周辺での事業所の集積及び事業活動の増大を促進し、もって新山口駅周辺の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 保証協会 山口県信用保証協会をいう。

(3) 取扱金融機関 保証協会と保証に関する約定を締結している金融機関のうち市長が指定した金融機関をいう。

(4) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において社会通念上認められるものをいう。

### (保証)

第3条 保証協会は、この要綱に定めるところにより、取扱金融機関が中小企業者に対して行った融資を保証する。

### (融資対象者)

第4条 融資の対象となる中小企業者は、次の要件を備える者でなければならない。

(1) 山口市都市核づくりビジョンに基づく小郡都市核エリアのうち山口市の都市計画において商業地域に指定されるエリア等において、事業所を有し、又は、当該中小企業者の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に事業所を有するこ

とが第8条に定める審査会において認められ、かつ、同一事業を1年以上営んでいる者

(2) 第8条に定める審査会において、事業計画が適正であり、貸付金の返済能力を有すると認められる者

(3) 市税等をすべて完納している者

(4) 当該事業において信用保険対象業種に属する事業を営む者

(資金使途)

第5条 資金の種類は、運転資金及び設備資金とする。ただし、運転資金のみの利用はできないものとする。

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 融資限度額 1事業者につき2,500万円以内

(2) 融資利率 別に定める利率

(3) 保証料率 保証協会が決定した保証料率の4.2パーセントとする。ただし、責任共有保証料率の適用範囲外となる保証制度を利用する場合は、その保証制度の定めた保証料率とする。

(4) 償還期限 15年以内

(5) 返済方法

ア 原則として月賦償還とする。

イ 2年以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」(20240115 中庁第15号令和6年1月18日制定)に定めるとおりとする。

(7) 担保

必要に応じて徴求する。

(8) 融資方法

手形貸付又は証書貸付

(9) 取扱金融機関

ア 山口銀行

イ 西京銀行

ウ 萩山口信用金庫

エ 西中国信用金庫

(10) 保証料補助

別に定める。

(申込手続)

第7条 融資を受けようとする者は、申込書を山口商工会議所、山口県央商工会又は徳地商工会に提出しなければならない。

(融資の審査)

第8条 山口商工会議所、山口県央商工会及び徳地商工会（以下「会議所及び商工会」という。）は、融資の審査に当たっては、審査会を開催し、当該審査会に次に掲げる機関を参加させ、その同意を得たうえで、融資の決定をするものとする。

(1) 市

(2) 取扱金融機関

(3) 保証協会

2 会議所及び商工会は、緊急その他特別な理由により、審査会の審査を経て融資の決定をする暇がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず各機関と協議して融資の決定をすることができる。この場合、次の審査会においてその旨を報告しなければならない。

(副申書の送付)

第9条 会議所及び商工会は、前条の規定に基づき融資を決定したときは、申込書に副申書を添付して保証協会に送付する。

(信用保証料率軽減の補てん－保証協会)

第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において保証協会に対し、信用保証料率軽減による信用保証料収入減少分の一部を補う補てん金を支払うものとする。

2 前項に規定する補てんは、毎年度、市が保証協会と契約を結ぶこととし、補てん金の額については、契約書の定めによる計算方法により算出した額とする。

(原資の預託－取扱金融機関)

第11条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において取扱金融機関に対し、融資に係る原資を無利子で預託するものとする。

2 取扱金融機関は、融資に係る原資の預託を受けたときは、当該預託額の4倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

3 預託金額の配分調整は、市が行い、取扱金融機関と預託契約を結び実施する。

4 預託の時期は、原則として取扱金融機関の前年11月末日の融資実績に対して、4月10日に行うものとし、翌年の3月31日に回収する。

(報告)

第12条 会議所及び商工会は、市長が貸付状況の報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(業務協力)

第13条 市、会議所及び商工会は、この制度に係る融資額の回収及び求償権の行使につき取扱金融機関及び保証協会に協力する。

(特例措置)

第14条 市長は、大規模な災害等特段な事由により、新山口駅周辺の事業所集積及び事業活動に深刻な影響が生ずると判断される場合には、この要綱に定める融資条件その他の事項について特例措置を講ずることができる。

2 前項に規定する特例措置の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(運営委員会)

第15条 市長は、この制度の運用に当たり、制度の改正等の基本的事項を審議するため、運営委員会を設置する。

2 前項の運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市
- (2) 取扱金融機関
- (3) 保証協会
- (4) 会議所及び商工会

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が保証協会及び取扱金融機関、会議所及び商工会と協議して別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。